

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成25年度第5回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成26年1月29日(水)午後7時00分～9時00分				
開催場所	市役所6階 第2委員会室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、近藤職務代理、神野委員、高橋委員、小山委員、村野委員、土屋委員、野澤委員、小島委員、千葉委員、山口委員、真鍋委員、森本委員</p> <p>(市事務局) 子ども家庭部 小林部長、野口次長 子ども総務課 姫野課長、小澤課長補佐、幸野主任 子ども育成課 高柳課長、星野課長補佐、大石係長、下口係長 子育て支援課 森脇課長、木下係長、高橋係長、八丁主査 児童課 野々村課長、小町課長補佐、森藤館長、小川主任</p> <p>●欠席者：三谷委員、林委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 3名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 報告・説明</p> <p>(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査報告書について</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度における市の基準策定について</p> <p>4. 審議</p> <p>(1) 教育・保育の提供区域設定について</p> <p>(2) 13事業の区域設定と課題について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	担当者名 子ども総務課 小澤 電話番号 042-393-5111 (内線3262) ファックス番号 042-394-7399				

会議経過

1. 開会

2. 事務連絡

○会長

- ・事務局に配布資料の説明と事務連絡を求めた。

○事務局

- ・事務局より次の点について説明が行われた。

①配付資料

②傍聴人の待機状況

③委員へ傍聴の承認を求める

④会議録の修正事項

- ・①、②、③は事務局からの説明が了承された
- ・④は、訂正部分は事務局に直接もしくは郵送にて指示することとなった

≪傍聴者入場（3名）≫

3. 報告・説明

(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査報告書について

- ・調査委託業者より資料2について調査概要、調査内容、報告書のつくり、関連質問項目の比較による傾向等の説明が行われた。

○A委員

自由記述回答の集約と分析をお願いしたい。

○会長

データをどう意味付けするかという議論が必要となる。意味付け、切り口によって内容は変わることから、次回は委員の皆さんよりそれぞれの立場での意味付け、切り口といった意見をいただきたい。

○B委員

クロス集計はその後されるのか。

○事務局

行う予定である。集計項目の要望をいただければ対応を検討する。

○B委員

地域の子育て支援事業については、0～2歳、3～5歳に分けて集計してほしい。

○会長

一般的に国の調査の報告はあっさりしている。今後どのように深めていくかは市町村

によるが、東村山市ではきめ細かく自由意見も全部拾ったということに対しては、素晴らしいと感じるとともに情報公開が進んでいると感じている。今後の東村山市の子育てをどのようにしていくかということは単なる量の見込みを出すだけではなく、今後に繋げていく話であることから、少数意見でも拾う必要が生じる場合も出てくる。細かい議論は次回以降に行いたい。

○事務局

要望については、委員から意見を伺いたい。

○会長

次回までの間に意見を出してもらおうとしても、個別の意見だけではなく、委員の議論の中で新たな気づきを得られる子ども・子育て会議とすべきである。意見を予め出して頂くのは構わないが、次回以降議論していきたい。

(2) 子ども・子育て支援新制度における市の基準策定について

○事務局

・事務局より資料3に基づき、地域型保育事業の認可基準、確認制度における運営基準等の説明を行った。

また、今後認可基準及び運営基準については条例制定していく必要があること、会議の中で国の定めた基準のうち、参酌すべき基準等について意見を頂きたい旨、説明を行った。なお、この内容を会議の中で詳しく説明するには難しいことから、別途会議の合間に勉強会を開催したい旨を伝えた。

○会長

基準策定に関する勉強会の開催については了解した。

○C委員

小規模の認可外の施設にとっては新しい仕組みは情報が少なく、まだイメージしづらいので、勉強会の参加を希望する。

○会長

市の条例を定める際にはこの会議でも意見を求められることになるので、新しい仕組み等について情報を整理しておく必要がある。

4. 審議

(1) 教育・保育の提供区域設定について

○事務局

・事務局より資料4について説明が行われた。

また、市としての教育・保育の区域設定については、ニーズ調査結果も踏まえた上で、市内には住民の移動を妨げる地域を分断するような要素がないこと、市内には様々な施設がある程度バランスよく配置されていること、幼稚園等では園バスを利用して

広域の受入れが出来ること等の理由から、教育・保育の提供保育は1区域という市の考えを示した。

○会長

調査結果を踏まえ、教育・保育の提供区域は市としては1区域でということで考えている。意見はあるか

○C委員・D委員

1区域でよい。

○会長

それでは教育・保育の提供区域は1区域で設定する。

(2) 13事業の区域設定と課題について

○事務局

・事務局より資料5、6、7について説明が行われた。

資料5 地域子ども・子育て支援事業（13事業）中、資料6で東村山市における児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を資料7-1では、ファミリー・サポート・センターについて、現状と市が考える区域を説明し、資料7-2で東村山市で実施している子育てひろば事業の現状を説明した。

○会長

区域については「時間外保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」等の説明がなかったのはなぜか。

○事務局

まだ詳細が固まっていない事業についてはあらためて報告する。

○会長

13事業についてほかに意見はあるか。

○E委員

おひさま広場に関するデータはあるのか。

○事務局

利用者のデータはある。次回以降提供する。

○E委員

ファミリー・サポート・センター事業について、秋津で会員が多い理由はあるのか。

○事務局

次回までにファミリー・サポート・センターに確認し報告する。

○B委員

秋津では、会員は多いが需要が少なくマッチングが上手くいっていない。地域差もあるが、講習会の参加者も減っている。今日の議論とは別に議論かもしれないが、13事業からこぼれおちているものを新たにやっていくという話もある考えるべきではないか。

○会長

今日は区域設定の議論を行うが、そのような課題も考えていく必要がある。

○F委員

ファミリー・サポート・センター事業は提供会員の家で行う決まりがあり、家の中の改装が必要になるケースもある。そこが会員の講習会参加数が減少する一因ではないか。

○C委員

ファミリー・サポート・センター事業で区域設定をするというのはどういう意味があるのか。

○会長

教育・保育の提供区域は、基本は1区域ということを決めている。他の事業について議論する理由を説明してほしい。

○事務局

ファミリー・サポート・センター事業も区域設定をすることは考えていない。

○G委員

13事業も1つの区域でよいと思う。

○B委員

地域子育て支援拠点事業だけは別だと思う。ころころの森は市外からの利用も多い。0～1歳児の親は基本徒歩での移動である。ニーズ調査で、情報が無い、知らないということもわかった。幼稚園・保育園に入る前の子どもをどうサポートするかの検討が必要ではないか。

○職務代理

地域子育て支援拠点事業も市町村がやっていくことである。本当に大事にするべきことを、共通認識をもって議論を進めていくべきである。

○会長

自由記述回答にも子育て支援拠点がほしいという意見があった。

○H委員

地域子育て支援拠点事業は、幼稚園でもやっている。これらを地図にプロットしてほしい。

○会長

保育所も行っているところがある。孤立対策については、地域子育て支援拠点事業だけで対応するとは限らない。ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員の要望に応えられなかったケースについても知りたい。

○C委員

繰り返しになるが、13事業は個別に区域設定を考えるということか。

○事務局

国の指針でも区域の設定は、教育・保育と共通が基本だが個別設定も可能であるとい

うことになっている。

○会長

区域設定と実際のニーズが必ずしも一致する議論ではないが、国の基本指針に則って整理をするということである。引き続き議論していく。

5. その他

○事務局

第6回子ども・子育て会議までの間に勉強会を開催する。

○F委員

概ねの日程だけでも教えてほしい。

○事務局

調整してあらためてご案内する。

○B委員

東村山市子どもNPOユニット国の方でも勉強会を企画している。こちらは3月13日にころころの森で内閣府の担当者を招いている。こちらをあわせて参加を受け付ける。

○会長

これで本日の子ども・子育て会議は終了とする。

6. 閉会

・事務局より、閉会の挨拶がなされた。